

## 「不利益処分」 基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	入館制限	
根拠条例等・条項	堺市立平和と人権資料館条例施行規則第3条	
所 管 課	ダイバーシティ推進部	平和と人権資料館
処 分 基 準	<p>・設 定</p> <p>堺市立平和と人権資料館条例施行規則第3条</p> <p>第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、入館を拒否し、又は退館を命ずることがある。</p> <p>(1) 資料館の資料、施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認められる者</p> <p>(2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる物品又は動物の類を携行する者</p> <p>(3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者</p> <p>(4) その他資料館の管理上支障があると認められる者</p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span>・聴 聞</span> <span>・弁 明</span> </div>
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続法第13条第2項第1号に規定する「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。」に該当するため、手続を省略する。
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項	